

第六十一回 参議院 石炭対策特別委員会 會議録第四号

昭和四十四年二月二十六日(水曜日)

午後一時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿具根 登君

理事 鬼丸 勝之君
川上 為治君
小野 明君
藤原 房雄君

委員 伊藤 五郎君
石原幹市郎君
船木 亨弘君
西田 信一君
二木 謙吾君
大矢 正君
小林 武君
小柳 勇君
片山 武夫君
須藤 五郎君

政府委員

通商産業政務次官 植木 光教君
通商産業省鉱山局長 中川理一郎君
通商産業省鉱山保安局長 橋本 徳男君
運輸政務次官 村山 達雄君
常任委員会専門員 小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件

○当面の石炭対策樹立に関する調査 (三面の石炭対策に関する件)

○委員長(阿具根登君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

○小野明君 前回の委員会におきまして、明治、それから杵島、麻生、また古河目尾ははっきりいたしておりましたが、もう一つ山が閉山、その後におきましても、新聞には大きな活字で閉山の打ち合わせに入ったということがもう堂々とあの以後書かれておるわけでありまして、そういうことから見まして、前の委員会では、この段階でまだ明らかにするわけにはまいらないと、こういう御答弁をいただいたのでありますが、事態はそれが許されるような事態ではない。今度の新石炭政策というのがやはりどうおおい隠してしまっても、早期撤退、それに伴うアフターケア、これにねらいがあります以上は、どう答弁をされようかと、その辺の事態は明らかになっておると私は思っています。同時に、第四次の答申ができてます段階で、各炭鉱の将来の展望あるいは債務の状況、資産の内容といったようなものがしさいにもう検討をされておるはずなんです。そうすれば、ここ五年間——五年間と言わないでも、ここ一、二年の間に閉山を余儀なくされるといふ山も検討済みである、もう当然スケジュールの中に上がってきておるはずであると思えます。それを余儀なくされておるのが今度の新石炭政策だと思っております。そういうことから、通産省のところまで、まあ公式、非公式を問わず、そういう打ち合わせに入っておる山があれば、それをひとつこの段階で明らかにしてもらいたいと思えます。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまお尋ねがございましたように、政策を検討いたします段階で、所管省といたしまして把握しておる限りの資料に基づきまして、各社の先行きの想定を一応われわれなりに持つという事は、小野委員おっしゃいましたように、私ももやっております。これは率直に申しまして、その中にはあるいは五年間たえ得ないかもしれない、新しい助成策でもたえ得ないというものもございますし、まして、いわんやもっと先のことを考えますと、いろいろ問題があることは確かでございます。ただ、前々から大臣が当委員会で御答弁いたしておりますように、今回の私どもの施策では、審議会の答申の判断するに、そこは助成策の中でやり得ると、政府の立場でこれは見込みがある、それが見込みがないというようなことを言うべきではないという考え方に基きまして、施策を考えてまいりました次第でございますので、その意味で個別の企業あるいは山についての予測判断を申し上げるということとを差し控えてきたわけでございます。ただ、いま私申ししたのは、五年間の間におけるいろいろな情勢変化、その中における企業の対応といったものと関連がございますから、ここはまさしく私どもの予測どおりにいかいかぬかも問題のあるところでございます。いま小野委員がおっしゃいました、当面に限って、当面非常に経営の継続そのものがあぶないという状況のものがあるわけでございます。この点は一般論として冒頭申し上げましたことと切り離して、あるいは率直にお答えをいたさなければならぬかと思っております。

そこで、明治鉱業につきましては、まだ正式な報告を得ておりませんので、どのような内容で話を進めておるかという事は後日に譲らしていただきますのでございますが、きょう現在、きょう、あすという予定で会社側から経営協議会の開催申し入れを労働組合にいたしました、先行きの

料に基づきまして、各社の先行きの想定を一応われわれなりに持つという事は、小野委員おっしゃいましたように、私ももやっております。これは率直に申しまして、その中にはあるいは五年間たえ得ないかもしれない、新しい助成策でもたえ得ないというものもございますし、まして、いわんやもっと先のことを考えますと、いろいろ問題があることは確かでございます。ただ、前々から大臣が当委員会で御答弁いたしておりますように、今回の私どもの施策では、審議会の答申の判断するに、そこは助成策の中でやり得ると、政府の立場でこれは見込みがある、それが見込みがないというようなことを言うべきではないという考え方に基きまして、施策を考えてまいりました次第でございますので、その意味で個別の企業あるいは山についての予測判断を申し上げるということとを差し控えてきたわけでございます。ただ、いま私申ししたのは、五年間の間におけるいろいろな情勢変化、その中における企業の対応といったものと関連がございますから、ここはまさしく私どもの予測どおりにいかいかぬかも問題のあるところでございます。いま小野委員がおっしゃいました、当面に限って、当面非常に経営の継続そのものがあぶないという状況のものがあるわけでございます。この点は一般論として冒頭申し上げましたことと切り離して、あるいは率直にお答えをいたさなければならぬかと思っております。

そこで、明治鉱業につきましては、まだ正式な報告を得ておりませんので、どのような内容で話を進めておるかという事は後日に譲らしていただきますのでございますが、きょう現在、きょう、あすという予定で会社側から経営協議会の開催申し入れを労働組合にいたしました、先行きの

会社の考え方、あるいは実情というものについての話し合いに移っているようにございます。これがどういう内容で、どこまでのことを言っているか、また正式な報告を見ておられますので、中身は申し上げかねるのでございますが、すでにきょう、あすという事で経営協議会の開催を始めたということからいたしまして、解散をせざるを得ない事情にあるという客観的な事実につきましては、私どもも事前に行うと善後策については、私どもも事前に行うと善後策については、相談にあずかっておりました関係から申しまして、その事態については率直に申し上げなければならぬかと思えます。なお、その他の会社について申しますならば、先ほどおっしゃいましたように古河の目尾、その他中小炭鉱で合理化事業団に對しまして、一般閉山交付金の適用について二月十五日以降に申し出のあった炭鉱が小さい山で五炭鉱程度でございます。いずれも非常に小さいものでございまして、先ほどの古河の目尾と合計いたしましたとしても、おそらく四十万トン前後のものであろうかと思えます。そこで、これらのものを別として申し上げた状況でございますが、その他については申しますならば、お尋ねの杵島炭鉱でございますけれども、まだ当面に正式の申し出はございませんけれども、私も承知しております限りでは、非常に困難な状況にございまして、同社としても真剣に対応策を検討中である旨は、私どものすいで承知しているところでございます。なお、もう一つ麻生というところでお尋ねがございましたが、これは若干事情を異にしておりまして、まだ会社側ではひそかにいろいろな検討をしているかと思えますけれども、表立った動きはございません。当面の問題といたしまして、率直にお答え申し上げますならば、新しい政策で即時に善後策を考えなければいけないというのは明治が明らかでございます。

し、杵島についてもおそらく内容的には同様な実態にあるというふうに私は考えております。

○小野明君 いずれは新政策ができますと、次から次に倒れてくる、閉山が出てくるというものはもう明らかです、それはまあいまの局長のお話の中でもわかるのであります。今度の石炭政策で結局早期撤退、あとはまあ超大手ということばがあるかどうか知りませんが、それだけでまあこういう批判もある、九州は三井、三菱、北海道は住友、北炭、この石炭産業の四社支配体制、四社の分割支配体制だけをねらっているのだ、これは私にはある意味で当たっていると思うのです。その他はすべて閉山、あるいはこれらの資本に糾合をされていく、こういうことになってくるだろう。五年もたらずに、この徴候というの是一年ないし二年で私は出てくるのではないかと思うのです。であるとするならば、もうその他の山についてもいま局長が言われた程度の山で済むはずがないと思っております。それでいま明らかでないというところであるならば、二十四日から北海道でストライキに入った私鉄なんですがね、夕張鉄道、それから雄別鉄道、それから釧路臨港鉄道、美唄鉄道、まあ美唄鉄道のほうは一時五分の時限ストのようですが、これらに関連をいたします山の状態、これは一体どういいう見通しになるのでありますか。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまおあげになりました鉄道の関連しております鉱山につきましまして、いま直ちに何らかの不安があるというふうには私も考えておりません。

○小野明君 そうしますと、これは運輸省のほうにお尋ねをいたしたいと思うんですが、いまストライキに入っておりますこれらの私鉄といえますのは、それぞれ非常に石炭に対する依存率の高い鉄道ですね、山がつぶれば直ちに影響を受ける鉄道である。ところが、石炭の場合にはそれ安定補給金あるいは離職者対策というものも考えておるところでございますけれども、これらの私鉄の手当て、あるいは労働者に対する手当てという

ようなものは、運輸省としては一体どのようなように考えているか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○政府委員(村山達雄君) いま小野委員のおっしゃったとおり出炭専用のいわば鉄道がございまして、これがその関連する炭鉱が閉山するかどうかということは非常に大きな問題なのでございまして、私たちの各方面での情報を集めたところでは、まずまずさしあたりはだいじょうぶじゃないかというふうなことを伺っておるわけでございます。

それは別の問題といたしまして、制度として今度の石炭に関する一部改正法案の措置に乗せてもらいたいというところは、関係省のほうに申し出て折衝中でございますが、なかなか難航をきわめていっているのが実情でございます。鉱山に直結し、それからその閉山に伴って影響を受けるのは、もちろん鉄道もございまして、その他は、もちろんあるのございまして、折衝しておりますが、なかなかいまいち、だいたいようぶ対象になるというところまではいっておりません。

○小野明君 鉱山石炭局長にお尋ねをいたしたいのであります。これらの鉄道が関連をしております山というのは年々出炭量も減少をしておりますのではないかと、そうしたためにやはりこの私鉄におきましても合理化といえますか、人員の削減が行なわれておるのではないかと、しかも今回ストライキというふうな非常の措置をとっておるということ、は、やっぱり私鉄に働く労働者が何らかの不安を感じておるからこそそういう行動に出ていると見ざるを得ないわけですか。そういう意味で、先ほどの答弁でははなはだ私は不親切であると思っております。はっきりしたひとつこれらの関連をしております山の見通しというものをここにひとつおあげいただきたいと思っております。

○政府委員(中川理一郎君) 先ほどおあげになりましたのは夕張鉄道に閉山の北炭、それから雄別鉄道についての雄別炭鉱、釧路臨港についての太平洋、あとは三菱鉱業の関係の美唄でございますか——というふうなところをおあげになったの

でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、これらの鉱山会社の今後の見通しにつきましては、長い期間をとりまして、いろいろ状況変化があるかもしれないけれども、当面予測しております限り、問題があるとは私も考えないわけでございます。

○小野明君 そうしますと、運輸省のほうに再度お尋ねをいたしますが、これは山の関連施設とも見れるわけですね。それはどの依拠率の高い鉄道であるわけですか。いまおっしゃられるところを聞きますと、いろいろ関係方面に折衝をされておるといふことですが、鉄道に対して、あるいは労働者に対してどういう措置をおとりになるお考えであるか、いまい少し説明をいたしたいと思っております。

○政府委員(村山達雄君) いま小野委員があげられました四つの問題につきましては、ただいま鉱山局長からお答えになったような事情でございまして、私どもも心配はいたしております。ただいまいふのはほかにもあるわけでございます。一、二少し心配になるものもあつたかどうかといふことが第一の問題なのでございまして、私ども見ますと、かりにそういう鉄道の関連炭鉱が廃止になりましても、財政状況からいってまず払えるのじゃないかと、実は思っておるわけでございます。すけれども、しかし、万一ということもあり得るわけでございます。財政状況でございまして、そこで大事の上には大事をとって関係各省にお願ひしている筋というのは、そういう鉄道が炭鉱を特別交付金に準ずるような、あるいはその中に含めて出せないものであろうかどうかと、これがまあ一点なんです。会社が違つたわけでございますから、なかなかむずかしいのでございまして、炭鉱に依存いたしております事業、それから

その炭鉱が閉山いたすことによつて影響を受ける他の会社、鉄道以外の会社も考えますと相当数あると思つてございまして、それと関連もございまして、何ぶんにも鉄道については出炭専用でございまして、そういう方法を講じてもらえないかどうか。それから万が一離職した場合の問題でございまして、炭鉱労働者が離職したと同じように特別の措置をはかつてもらえないか、これはまた労働省の関係でございまして、いままあ折衝しておるといふところでございまして。

○小野明君 だから、折衝の内容を。○政府委員(村山達雄君) いま申し上げたように炭鉱労働者と同一ような離職者対策につきましまして、一般の離職者の失業保険のほか、特別会計から労働者ないし雇用促進事業団に対してもろろの離職者対策の手当が出ておる、出し得ることになつておるわけでございますが、その対象になし得ないかというところをお願ひしておるのでございまして、なかなかいまい難航をきわめておるといふところでございまして。

○大矢正君 いまの小野委員の質問に対する答弁で私どもわからぬ点があるんですが、運輸省として、石炭に関連をする私鉄に対しての基本的な考え方をまずやはり述べてもらわなければいかぬと思つております。あなたはいまの段階ではそれほど心配な事柄じゃないと、こうおっしゃつておられますが、事実はそうじゃない。たとえ明治炭業という会社が北海道に二、三の山を持つておりますが、これの一つの昭和炭鉱がかりに閉山というふうな事態になりますと、鉄道は何ら意味がなくなるのですよ。あなたがまだそれほど深刻な事態ではないと言つておられる、あなたなまぬるい状態ではないわけですか。さつき石炭局長が言うように、きょうあす労使の間においても協議会が持たれて、いまのままでいくと四月の一日から閉山という事態が出るわけですよ。そういういたしますと、石炭だけで成り立っているその鉄道、留萌鉄道が四月一日から必要がなくなる。そんなあなたに言われておるようなゆうちような問題じゃないので

すよ。ですから、産業的に見れば、石炭を掘り出すこと、そしてそれを運搬すること、これはもう当然必要なことで一体にならなければならぬ問題であり、しかも、所管としてはあなたの方の所管なんですから、そういうようになり炭鉱が閉山になって自動的に鉄道も廃止しなければならぬようになった場合における措置というのは、いまのうちに十分立てられなければならぬと思うのですよ。ですから何か抽象的な議論で逃げるのではなく、いま現にそういう問題が起りつつあるが、どうするといふはつきりした態度を示してもらいたいと思う。それで、いまあなたはいろいろ問題がある問題があると言われけれども、いや問題があるのはどこのか、通産省がだめだと言うのか、大蔵省がだめだと言うのか、あるいはほかにもどこのかあるのか。あなた、話しているが、なかなかむずかしい、進行しない、むずかしいとおっしゃるが、どこが一体障害になつてむずかしいか、あなたが考えていることが進行しないのか。

そこで、この際ですから、つけ加えて申し上げておきますが、結局最悪の状態、炭鉱が閉山になり、したがって輸送する品物がなくなる。したがって同時に鉄道が廃止になるというこの最悪の事態が一つあります。それからもう一つの問題は、現在のとこある程度石炭を輸送している、もちろんこれは石炭中心の輸送機関である前提ですが、ね、やっておりますが、出炭が減少してくることに伴って輸送量が低下をする、人件費はこれは御存じのとおりやはり上げなければならぬ。そういう問題から経理的に徐々に立ち行かなくなりつつあります、はつきり申し上げて。こういう事態に対して一体どう措置をするのか。かつて、おれの鉄道はどうも採算合わないから、だからやめてしまおうのだということになった場合、今度は炭鉱自体もつぶれなければならぬ、逆に言ううと。そうでしょう。鉄道のほうが見切りをつけて、炭鉱はやっているのだけれども、鉄道のほうがおれのほうはもうやめた、かりにこういう事態

になったらこれはとんでもないことになるわけですよ。ですから、一つには、現実の問題としてもう路線が必要なくなつてしまふような事態の問題と、いま一つは経営的なそういう状態をどう考えるかですね。まあ運輸省に金がなすとすれば、じゃその金はどこから出すのかという問題にも発展すると思ひますが、あなたのはう自身が何かはつきりしないような態度じゃ困るわけですよ。この際一つ明確に具体策を説明してもらいたいと思ひし、それから障害がどこにあるのかというところもはつきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) いま先生のおっしゃった明治炭業の山と関連してはおそらく北海道の留萌鉄道ではないかと思ひます。私たちがさつき一つ気になることがあると申しまして、実はそこを考慮しておるわけでございます。いまの経営の状況からいって、鉄道を廃止せざるを得ない場合も当然想定できるわけでありまして。そのときに労務費その他金融費、いろいろな債務があるわけでございますが、これが確実に払えるかどうかと、ここに重点があると思ひます。でございますが、留萌鉄道に関する限り、いまのところ取支の状態も、バランスも非常にいいようございまして、対象になる従事員の数は八十何名ございまして、その支払いによもや車を欠くことはまずなからうと、こういうふうな判断いたしているのでございます。

それからその次の問題で、廃止までには至らないが、鉱山が縮小する結果輸送量が減つて、そのことは当然コストアップになつてくると、やがてその結果立ち行かない場合もあるか、一体それは運輸省としてどう考えるか、こういう話でございます。まあ非常にむずかしい限界でございまして、そういうときにはすぐ国家救済というふうなことになるかどうか、ここはまあ非常にむずかしいわけでございます。とりあえずはまあ両当事者の間で運賃なりそういつたものをやはり適正なものを選びていくことにまいりましょうし、そしてまた、それでどうしてもいかならないというこ

とになりますれば、またそのときの事情に応じまして必要な措置をとるべきかどうかということも判断しなければいけないと思ひます。でございます。

それからもう一つ、第三の問題で、どこにいま関係各省と折衝して支障があるかという問題でございます。第一に、今度の法律の形がそれを予定してないのでございます。第二に予算案の金額が、したがって積算の基礎がそれを予定してないということだろうと思ひます。まあそういう意味で非常に関係各省のほうにわれわれのほうも、言つてみれば同じ原因から出ているのだから何とかならぬかということをお申しておるわけでございますけれども、困難だといふことは、考え方が一つの問題でございます。もう一つはとりあえずの問題といたしまして、いまの法案なり予算の積算の基礎がその中に入つていない、こういう二つの意味でなかなか難航をきわめておると、こういうことでございまして。

○大矢正君 まあきょうはこまかいことを取り上げて村山さんとここで議論する気はないのですかね。ただ私は、はつきりしていることは、炭鉱に関連する私鉄企業というものは、かりに路線を廃止するような状態になつてしまえば問題が出てまいります。当然ですが、そういう状態に立ち至らなくとも、経営的にもこれはなかなかたいへんなものがあると思ひますよ。あなたはまあ運賃を上げれば問題が解決するかのようになつてしまふが、それは当然簡単にものを考えればそういうことが出てきますがね。しかし、その鉄道が国鉄と競合関係にあるような場合には、これはあなた私鉄だけ値上げをすれば、荷物は今度みんな国鉄に行きますからね、逆に値上げすることもできないうりやますからね、逆に値上げすることでもできない切りのじゃなくして、個々のそういうケースに基づいて考えていってやらなければいけません。たといはさきさきあなた言われておつたが、夕張鉄道なんかの場合には、これは国鉄と私鉄と両方競合関係にあるのです。ですから、私

鉄が値上げすれば、それじゃ荷物は全部国鉄のほうに回して送ると、こういうことになるのです。値上げなんか結局できないのですよ。やつたらたいへんなことになる。そういうことがある場合に、国家の助成を必要としないで、なおかつその私鉄企業というものが路線を守つていけるかということになると、非常に大きな問題が残ると思ひます。ですからそこまで行つてしまつてからやるのじゃなくして、まああなたのほうで所管しておる限りにおいて、あなたのはうが積極的に特別会計その他の何らかの措置する方法がないか、あるいはあなた自身の予算の中で措置する方法がないか。もしそれができないとすれば、特別会計の中で、石炭と一体のものなんだから考えられるのかい、そこを積極的にやつてもらわなければ困るので、いすれ法律が石炭関係なんですから、こちらに参りましたら本格的な議論をしたいと思ひますし、その段階でまたおいて願つて、個々の問題についていろいろと検討したいと思ひますから、きょうは一般論でやめますが、もっとやはり深刻に考えてもらわぬかと困る。あなたは大体うまくいつておるところとおっしゃるが、私は現に北海道にある九つの私鉄の大部分を自分で歩いて見てきて、そういうものを見ているわけですから、あなたよりは私は正確に把握していると思ひます。しかし、きょうそういうこまかいことを議論する気はありませんから、ひとつ十分お考えを願ひたいと思ひます。

そこで、政務次官に閉山問題からんでお尋ねをいたしたいと思ひますが、最近新聞に、先ほど中川局長から答弁があつた明治炭業の問題、杵島問題、あるいは麻生問題等々、近く閉山が行なわれるのではないかとというような見通しのものと記事が書かれておりますが、これはいま政府の石炭対策に基づいて編成をされた予算が衆議院の段階で議論をされておるところです。先般のこの委員会でも申し上げたとおり、法律それ自身はただ一度も審議をされてないという実態ですよ。

そこで行政が優先するという考え方がおありになるならば別であります。少なくともこの新石炭対策と銘打ったもの予算と法律がいまだに議論もされていない段階から、通産省が閉山を前提として具体的な話し合いをしているような感じを一般に与えるという事は非常に問題だと思うのです。そこで、この間も私地元の北海道の新聞を見ますと、もう毎日のように閉山問題が記事となって載ってくるわけです。そこで国会議員というのはい体何をしてるんだ、法案も予算も国会で持っているながら、閉山問題についてはさっぱり具体的に議論もされないし、その方策を検討する気配も見えないじゃないかというように、地元から私も非常に文句を言われているわけですよ。まあその分野は行政の範囲だから国会があまり口出しすべき問題ではないというように、私を私は言っている点も現にあると思うのです。ですから、いままでも通産省とこの会社か知らぬが話し合われた、そのことそれ自身が今日の段階で妥当なものであるかどうかということ一つと、それから、これからどういうふうになるのか、この点は中川局長でなければ御答弁ができないとおっしゃるなら、中川局長から御答弁いただきたいのですが、話をしたことはどうも事実だし、たとえば明治鉱業の場合、安川さんも記者会見で通産省と話し合ってきたし、してあります。こう言っているわけですから、話し合いはあったらしいが、具体的にはどんな話し合いをしているのか、中身を知らたいわけですよ。国会ではこれから新石炭対策をどういうふうにするかという議論もしないうちに、行政だけがぼんぼん先に進んで、あたかもそれを前提にして、閉山した場合にどうなる、ああなるというのとは、とんでもない話だと思いませんか。どうですか。

○政府委員(植木光教君) 大矢委員がおっしゃいましたとおりでございます。私も全く同感でございます。明治鉱業から解散をせざるを得ない事情にあるという申し出があったことは事実で

あるという事はこの間申し上げたとおりでございますけれども、明治鉱業以外からは申し出はございません。先ほど局長が言いましたとおりであります。ただ、杵島炭鉱については非常に困難な経営状況にあるという事はもう御承知のとおりでございます。しかし通産省に対して特別の申し出があったわけではございません。麻生につきましても同じような状況にありますが、明治鉱業から、それじゃどういうことを具体的に言ってきたのかということでありまして、大臣のところに来ましたときには、会社としては解散をせざるを得ない事情があるので、十分労働者の問題、あるいは産炭地帯の問題等について御協力をいただきたいというようなことを申し上げてきたというように、私はお伺いしております。事務的な段階でいろいろな話し合いが行なわれておるようでありますが、これは局長から答弁をさせていただきます。結論として申し上げます、おっしゃいますように、まだ予算も法律案も審議する前の段階にある状況の中で、非常にはなばなく閉山について世間一般に流布されますことは、まことに遺憾であるというように私も思っております。

○政府委員(中川理一郎君) ただいま政務次官から答弁がございましたけれども、おっしゃるようこれからの国会審議を控えている状況でございます。私どもが明治鉱業の関係者といろいろ話をしておりますことは、前回この委員会でもお答えいたしましたように、今回国会に御審議をお願いしております私どもの法律案並びに予算案、これを国会がお認めいただけたならばという前提に立っての細部の事柄について、会社側からいろいろ適用上の意見、質問といろいろものを私どもが受け、私どももまだ法律の御審議を控えているわけでございますが、その上にさらに政省令段階で細部をきめなければならぬというものもございまして、そういうものを定めますに際しまして、実態的に運営が可能になるような、実効のあがるようなものを詰めさせていただこうと、こういうことでございます。

それからもう一つお断わりしておきますのは、明治鉱業が全社解散の意思を私どものほうに申し述べたことといたしましては、今後経営継続には会社全体として考えますと、今後の経営継続には非常に問題がある。おそらくは全部残すということとは不可能であろう。ただし、産炭地帯の問題、あるいは従業員に対する問題等々から考えまして、もしも部分的に残し得ることが今度の施策の中でも容認されるならば、それがどういふ形の場合に容認されるのか、これは退職金の適用はどのようなことになるのか、これは退職金の問題もございまして、鉱害処理の問題もございまして、いろいろ問題がございまして、それらをひっくるめまして、いわば特別交付金の適用のしかたというものにつきまして、細部の制度を考えた通産省の考え方というものをいろいろ尋ねてきておる。それにつきまして、私どももおおよそこう考えているということだけで言えるものは申し上げられません。話を聞いた上で、まだきめてはおらなければいけません。こういう方法でその個所は考えていかなければならぬというものにつきましては、なるべく実態をお聞きする、こういうこととさせていただきます。

○大矢正君 中川さん、こういう問題は本来であれば法律、あるいは予算審議のときにやるべきこととで、調査案件としてやる内容のものではないのだが、たまたま新聞その他で閉山がどうも急速に進むらしいという情勢がありますから、われわれもやむなくここに閉山問題だけを取り出して議論しているわけですが、しかしこの議論を詰めていくと、どうしても法案とか、予算、そういう内容の政府の新石炭対策にぶつかってしまっているわけですよ。したがって、別に法案審議をしているわけではないが、そこまで問題が発展することをひとつ御了承してもらいたいと思っております。

そこで、いまあなたが言われたのですが、法律、予算の審議をしている段階で、なるほど通産省には明治鉱業だけしか言っていないという政務次官の答弁でありますから、それを信頼したと

ても、そのことが新聞その他で書き立てられて、現に稼働中のほかの炭鉱に与える影響というものは非常に大きいのですよ。われわれも何かこう率直に言って、ばかにされているような感じがするのです。まだ議論をしないうちから金は一体幾らもらえるだろうかというのを前提にして、何月何日から閉山、山をつぶしますよと、そんなばかな話があるかと私は言いたいです。したがって、私も感情的にたえば新石炭対策で理解されるどころがあったとしても賛成できないということにこれはなるのですよ。そうじゃないですか。しかも明治鉱業というの私が申すまでもなく、長い間国が特別の手当てをしてきた炭鉱でしょう。ですから、おそろくきょうあすあたり労働協議会か何かしりませんが、聞いて、会社側から、かりに四月一日以降閉山するというような提案がなされたらすれば、それはどう考えても、中川局長がそういう提案をしてもいいというふうな意思表示をされたからそうなるのではないかと感じがしてならないわけですよ。なぜかと言え、いままで政府にやっかいになってきた明治鉱業が中川局長以上やっかいになってきた明治鉱業が中川局長や、大臣や、政務次官などという人たちに何月何日から山を閉山したいのですか、ということをお聞きしないで、かつてに――それは法律的には問題はないでしょうが、道義的に私はそういうことはできるものではない。とすれば、あなたももうそろそろ閉山を出してもいいから出せよ、と逆にけしかけたのではないかと、いふふしが出てくるわけですよ。どうですか。

○政府委員(中川理一郎君) たいへんたいへんおっしゃいましたことは、お気持ちなり意味合いなり何なりは非常によくわかります。しかし、あえておことばを返すようなつもりで申し上げるのではありませんけれども、いま大矢委員がおっしゃいましたように、いままでも非常に手数のかかってきたいろいろな特別な制度、再建資金というふうなもので政府が可能な限りの手を打って、いままでも企業経営の継続をさせてきた会社であるこ

とは、大矢委員が一番よく御承知のところでございます。実は私どもの気持ちから申しますと、あらゆる意味で新対策を御審議いただいた上での処理にいたしたいということで考えてきたわけでございますが、もう一つさかのぼって考えますと、昨年の春以来石炭鉱業審議会で審議をしている段階、これもいま大矢委員がおっしゃるのと同じ気持ちから申しますと、せっかく審議会が検討をしておる段階で、次の対策の目鼻もつかない段階で、会社が解散を決議するというようなことがあつてはならぬという気持ちは、その時点では私も大矢先生と同じような気持ちで考えておつたわけでございますが、昨年の春以来八カ月でございますか、かかって答申が出た。一月に閣議決定をいたしました。本国会に御提案申し上げて、早くて三月末という目標で進めておる。この期間というものは考えますと、大体十一月、小一年かかっておるわけでありませう。その間私どもとしましては、四十三年度はばい明治鉱業の経営というものを続けたいという気持ちで、金融機関が、ほうっておきますと手を引く状況のところを、前々から当委員会でも御意見のありましたように、せめて新しい政策までの段階の金融措置というものを続けさせることによつて、いままでのいできたというのが実情でございます。これはいづれ新しい法律案と予算案を御説明するときに、その仕組みを申し上げなければならぬことと思つておりますが、通常ならば仰ぎ得ない融資を私どもが銀行に踏み切らせる以上におきましては、その融資につきましては私どもが保証をいたさなければならぬということでございます。これらにつきましては、再建交付金の交付を受ける会社に対しては、再建交付金の金額の中で優先的に償還をするという制度にいたしますとか、あるいは特別交付金による閉山をいたします場合に、この経過金融分につきましては優先的にこの交付金で充足をさせる。結果といたしまして、四十三年度におきまして私どもが金融機関に頼みました金融分につきましては、銀行に損をさせない

い、損をさせないから出してくれ、こういうことではないで済んだ経営でございます。そこでいま置かれております状況は、これは明治鉱業側からの話もそうでございますし、私どもの判断もまたことにそういうことであるという判断でございますが、実は四月以降の明治鉱業の資金繰りというものが、つきましては何らの見通しを持ち得ない、こういう状況でございます。そうなりますと、たとえば手形が不渡りになつて解散に追い込まれるというようなことに相なりますと、先ほど申しましたように、一部のものを残すというようなことも不可能に相なりますし、せいせいとした閉山ということが望み得ないということになりますので、資金繰りについてのめどのある範囲内においてあらかじめ準備的に社会に与える影響、摩擦、打撃というものを最小限に食い止め得るような措置を講ずるといふ趣旨で事前に行つておるというところは、私は置かれましては状況におきまして適当かつ妥協、あるいはやむを得ないことではなからうかというふうな考へておる次第でございます。

○大矢正君 中川さん、発言のあげ足をとるわけではないが、どうもあなたの話を聞いておると、最終的には明治鉱業はこの際企業ぐるみをやめたほうがいいということに同意を与えたというふうな聞きこえるんですね、率直に言つて。あなたの長々としたしゃべつた中で大事なことは最後のほうだと思つておりますが、最後にきたら、やはりこの際閉山するのはやむを得ないのだという一つの考え方を相手側と与えたような話に聞きとれるのですがね。あなたはほんとうは明治鉱業に対して、そうですね、あなたの会社はだめだからやめたほうがいいと言つたんじゃないですか。

○政府委員(中川理一郎君) 私はいま現在用意しております対策と、明治鉱業が置かれておる客観的な状況というものについて、明治鉱業が見ておる見方と大差のない見方をいたしておりますということでございます。それから先をどう考へるかということにつきましては、特別にいま大矢先生

のおっしゃつたようなことを申し上げたわけではございません。もし明治が全山閉山ではなくて一部のものを、もし政策がこれを許すならば、いまの政策の中で許されるならば考えたいという気持ちを保持しておることについては、これは私は全山閉山という状態よりも一部でも残していただける方法があり、かつその方法についてわれわれも新しい法律、予算の中で考へ得るならば、これは全山閉山と比較しての立場で申し上げますと、その方法をとるべきであるということについては、私は十分明治鉱業の意見に賛成でございます。いま置かれております状況から見ても、明治鉱業が全山閉山になるのか、それといった意味で部分的に残すことに相なるのか、これはどう考へておられるのか、私はいまのところは承知もいたしておりませんし、またそれらの意見に対して私どもでは非

の判断を下した覚えもないわけでありませう。○大矢正君 あのね、中川さん、どうもおかしいと思うが、政務次官、この間の委員会で私こういう質問をしたはずなんです。政府の新石炭対策というものは片方が予算で片方が法律だ、この二つがからみ合つたときに政府が考へておる新石炭対策が発足をし、施行されるのだ、こういう解釈で間違いないかと言つたら、あなたは間違いないと言つた。そうすると、いま現に局長が答弁をされておることは新石炭対策に基づく措置なんですよ。そうすると、私どもは法律の議論も予算の議論もしてない段階でそういうことをされるのがたえられないと言つたんですよ。私どもは、ばかにされているのか、あるいは他に他が魂胆があつてやられるのかかわらないが、これはあなた通産省のお役人さんと違つたわけだから、もつと国会全体ないしは国会というものとあなたの方の行政というものをからみ合わせて考へてみた場合に、私どもの言うことが間違いないのか、無理なのか。いままでめんどろを見てきて育ててきた明治鉱業でしょう。もう少しすれば予算も、あるいは場合によつては法律も決着がつくかもしれない、それは何カ月後になるかしらぬが、これだつて一年も二年も先だ

という話はないわけでしょう。そういうことをこの際やつたり言つたりなせできなかったのか、できないのかということが問題なんです。お答えしてもらいたい。

○政府委員(植木光教君) おっしゃるとおりでございます。またこれから予算にしても法律案にしても御審議をいただくという段階であります。また、この二つがそろいませんと新石炭対策というものは実施できないという状況なんでありませうから、したがつて、この段階での具体的な、どの山がどうなるというふうなことに論議されるというところはまあたえられないとおっしゃるの、私も全く同感でございます。ただ明治鉱業の場合、たいへんむずかしい事態に達着をしていられることは御存じのとおりであります。その中で明治鉱業としては、いま一生懸命努力をしていられるわけなんです、その努力の過程の中いろいろな通産省に対して指導などを仰ぎに来る、あるいは協力を依頼しに来るということも、これは会社自体としては当然あるべき姿であるということも御理解いただけると思つております。その範囲内におきまして論議されているというふうな御理解をいたしたいと思つております。通産省といたしましては、もつぱら一日も早く予算案並びに法律案が同時に成立をいたしますように御協力をお願いをしたいと思います。

○大矢正君 中川局長ね、企業ぐるみ閉山というのはどんなことなんでしょうか。たとえばその会社ごとなくしてしまふということなかね。そうじゃなく、この山全部をやめてしまふ、しかし会社は残るといふ状態なのか。この予算の中であらわされてきている企業ぐるみ閉山のところに対する特別交付金というものは、具体的にどういうものなのか。これはいまの閉山問題と非常に密接な関連があるから、この際聞いておかなければならぬと思つておる。うわさによると、明治鉱業は解散すると大体幾らぐらゐらえる、そうすると金融機関に幾ら返して、労務者の未払い賃金に幾ら払つて、退職金に幾ら払うという計算までちゃんとして

き上がっているという話もあるくらいだから、これはさつきから言っているとおりにけしからぬ話であるし、絶対に容認のできないことではあるが、明治鉱業が会社と閉山に踏み切る具体的な根拠になつていと思われその企業ぐるみ閉山の特別交付金というものは、どういふ条件のもとに、どの程度の基準によつてこの金を出そうとしているのかですね。

○政府委員(中川理一郎君) これは後ほど法律案を御審議いただきます場合に当然問題になつてくる事柄でございますから、その際詳細について御審議を賜りたいわけでございますが、審議会並びに審議会の答申を受けて私どもが法案を考へました際の基礎になる考へ方といたしまして、かなり大きな会社であつて、その会社自身として非常に大きな債務をかかえておる、この債務は大別して考へますと、一つは労働者に対する債務であり、一つは一般債権者、資材納入業者その他に負つておる債務、金融機関に負つておる債務、もう一つは鉱害債務である。この債務の大きさというものを考へますと、当該会社の持つております資産というものをはるかに超過するといふ事柄がございます。で、これはもし先行きに非常に見込みがございますならば、ある時点において資産と負債を対比いたしました負債が大きいといひましたしても、将来の収益によつてそれをバランスさせるように持つていけるといふ見きわめがございますならば別でございますけれども、そうでないというものにつきまして、新しい政策以前の一般的な制度といたしましては、トン当たり二千四百円程度の閉山交付金しか法制的、体系的には用意されておらない、そういうことでございます。そこで、もしこれらの会社が会社として解散するといふ事柄を考へますと、それぞれに對してトントン当たり二千四百円程度の閉山交付金を交付したと考へました場合に、どのような一律弁済率になるかといふことを考へてみますと、股鑑速からず、たとえば大日本炭礦のようなケースもございまして、大辻炭礦のようなケースもござい

すし、労働者に対して退職金の半分をようやく見やれるかやれぬかといふ事柄であるとか、あるいは資材納入業者等に対して負つております債務に對しまして一割程度の充當ができるかできぬかといふ事柄が昨今ございましたので、さようなことでは、当該会社に対してと申しますよりも、その会社に依存をいたしてありますいろいろな取引の相手、なかんずくその従業員に対して耐えられない影響を与えることに相なりましますので、これらのものにつきましては、一律的な閉山交付金ということではなくて、当該会社を清算した上におきまして残つた超過債務というものを對しまして、それぞれの一定率を充足してやれるような閉山交付金制度を考へるべきではなからうか。こういうことから発して、たとえば退職金等労働債務につきましてはおおよそ七五%を目標にする、その他債務につきましてはおおよそ五〇%といふものを用途にする、それだけのものを債務にリンクして交付してやるならば、やむを得ざる会社の解散といふ事柄があつても、そこから生ずる関連者への打撃、影響といふものは従来則による閉山制度よりはよほど有利に相なるであらう、こういうことと考へましたのが特別交付金の制度でございます。このことを合理化法の一部改正の中に盛り込んでおるわけでございます。そういう特別なものでございますので、これにつきましては、臨時的なものとして期間も設定いたしなすし、かつまた、この際新しい施策の発足にあつたて大きな混乱を起さなないといふ意味合いにおきまして、ある時点までこの制度の適用につきまして若干のものを残すことについても特別の配慮をいたしたいと、こういう措置をいま準備いたしておる状況でございます。なお、細部につきましては、政省令の段階等におきまして最終的に決定をいたすつもりでございますが、これは法案審議の段階におきまして御説明をいたしたいと考へておる次第でございます。

○大矢正君 何回も言うようだけれども、本来であれば法律が回つてきた段階で議論すべきことな

んですよ。きょうここでやりたいという気持ちがあつて私がやっているわけじゃないんですよ。ところが、われわれが審議も始めないうちから、どんだん山をつぶすようなことをかつてにきめて、そして、企業ぐるみ閉山だから金をよけい出さなければならぬとか、そういう議論を進められるから、われわれも黙つていられないわけですよ。まあ法律のときに具体的に議論してもらうといういまの中川局長のお話だけれども、しかし現に明治鉱業との間に、会社を全部つぶした場合にどの程度の金がかかるのだというふうな話をしているわけでしょう。そうじゃないんですか。全然そういうものはないんですか。もしあつたとすれば、この場でもつて具体的に、どの程度でもつてやるのだというふうなことは出てくるはずじゃないですか。

○政府委員(中川理一郎君) いまの法律を実施に移します場合の試算というものにつきましては、会社側から質問もございまして、私どもも可能な限りの試算につきましてはこれを教えております。

○大矢正君 いやがらせで質問するわけじゃないんだけれども、意地の悪いことを言うようかしらぬが、私がこういうことを言うようによつて明治鉱業があるいは損をするようになるかもしれないけれども、さつきから言つておるのとおり、大団圓会といふものが無視をされておるから、国会できまらぬ新石炭対策がもう実行段階にまでいくというのですから、とんでもない話なんです。だから私はあえてこう言つておるわけですよ。たとえば明治鉱業の問題については新聞等では九州の二山はこれは第二会社か新会社かしらぬが、残す、あとはつぶすんだというふうなことが新聞等に書かれておるわけですね。そう大した間違いでないだろと私思うんですよ、会社が考へていることは。たとえばそれが第二会社であるか新会社であるかにしても、企業ぐるみ石炭から撤退するわけじゃないわけでしょう。その際になぜ特別の交付金を出さなければならぬのだという問題

が出てくるのですよ。そういうことを私が言へば、それは損することはわかつていても、意地悪いようだけれどもそこを言わなければいかぬし……。

○政府委員(中川理一郎君) まあこれは大矢委員のおっしゃることは私も非常によくわかるつもりでございます。確かに通常の状態であれば、先ほどの行動に明治鉱業といふのも好んで入るつもりはないのだからと思つて、先ほど申しましたように、私も精一ぱいの努力といたしまして、今年度の経過金融というものについての配慮をいたしました。しかもそのことは、四十四年度の予算に直ちに響く事柄でございます、もしその手当てなかりせば、他の石炭企業に安定補給金なり何なりで与えられる性質の金であつたかもしれませんとし、前提に立ちますと、全体の石炭企業の中から出しておる、こう申しますか、あるいは全体の石炭対策特別会計の財源の中で、いま大矢委員おっしゃいましたように、答申審議中に少なくとも大手の会社が脱落するといふような不穩當、不適切な事柄のないようにといふことで配慮した結果がさようなことでございます。その期間が先ほど申しましたように、かなりかかつておるもので、率直なところ、かに四月一日以降どこまでのことは絶対責任を持つてやるからと言ふこともまた政府の立場といたしましては、御審議を控えております状況におきましては、私ども約束をしないこととさせていただきます。そこで、仮定の問題といたしまして、いま用意しております施策を実行に移すことに相なつた場合にどういふ計算に相なるだろかといふことを内々会社が知りたがり、私どもがそれに対して教へておる、こういうこととさせていただきます。これは不幸にしてあつた新聞記事なり何なりといふことで、大矢先生もおっしゃいますように、まことに時期から見ても適当な事柄でございます。私どもも、いやそんな事實は一切ございませんと申して言ひ終えるものもございませぬ、むしろこういふことにはいたしたくないといふ気持ちには、政務次官がおつ

しゃいましたように、私も持つておるわけでご
ざいますけれども、与えられた困難な状況の中で、
より悪い状態というものを念頭に置きますと、や
はり予防策といたしまして、ある程度の腹づもり
をあらかじめしておいた方がいいということ
では、かえって結果は悪くなるのじゃないかとい
うようなことが、私どものむしろよりおそれる
ところでございます。通常の産業と違ひまして、
大矢委員も御承承のように長年あの手この手を使
いまして、これら再建会社につきましては手だて
を講じてまいりましたので、今回さらに特別交付
金という手だてを講じましたからには、こ
れ以上なかな私どもとしてもやり得ますことに
限界がございますので、この制度がどういふもの
として構想され、どのようなものとして数値を設
定しておるかということについては、私はやはり
教えてあげるのが適當ではなからうかと思つてさ
よう措置をしておるものがございます。あくま
で、どの山をどうするということにつきまして
は、会社側が正式に意思決定をいたしますまで、
それまでにはおそろく労働組合の諸君とも会社側
は腹を打ち割つた話、会社の実態をさらけ出した
上での話をいたすはずだと思ひます。それまで
は、私どもはそれを残してどれをどうせよとい
うことは毛頭申すべきではないという立場だけは堅
持しておるつもりでございます。

○大矢正君 新聞等で報じられるところによ
ると、九州ではどういふ名目になるのかしらぬが、
二山は残すのだ、明治鉱業の場合、北海道の二山
はこれは全部つぶすのだというふうなことになる
ておるわけですよ。しかし、企業ぐるみだとい
うことで全部一たん買ひ上げてもらつて金はもら
う、それで山は従来どおり——会社の名前が変わ
るか、別会社であるかは別として、それがそのま
ま残つて石炭を掘れるという、そんないいこと
はない、みんなやつてもらいたい、明治鉱業だけ
に限らず。しかし、そういう発言を私がすること
は決してプラスになる発言じゃないと思ふけれど
も、きょうの本題は、閉山をばらばらとかつてに

提案をするというやり方が気に食わぬから言つて
おるわけですよ。

そこで政務次官、私心配することは、いまの段
階では明治鉱業だけが通産省に言つてきたとい
うことになっておるようだけれども、これは遠から
ず明治鉱業の動きを見て、これはうまいき
そうだなと思つたら、じゃ、おれのところもおれのと
ころもといつて大手の中ではすぐ出て出てくる
し、中小も出てきますよ。法案が論議されない段
階で次から次にそういう閉山が出てくるような状
態では、全部閉山が出てこなかつたら議論できな
いことになりまますよ。新石炭対策をやるのに、ま
だその議論が始まらないのにどんどん閉山が出て
くるならば、それじゃ閉山が出てくるやつを全部
出してから、それからあと新石炭対策を議論した
らいいのじゃないですか。これは国民注視の中の
議論ですからね、自分だけが満足すればいいこと
じゃないですよ。四千億の金を使うことに對して
いろいろな批判が出ておるわけですよ。だから私が
心配するのは、いまは明治鉱業だけだといふよ
うなことでも簡単に逃げておられるが、月が變わつ
たら、ほかの山もどんどん出てくるかもしれませ
んよ。そうしたら何のために議論していったのかわ
からぬですよ。新石炭対策というのをは山をつぶす
対策ということになってしまふ心配がある。そう
いう心配があることについて政務次官どう思われ
ますか。

○政府委員(橋本光教君) 新石炭対策というもの
は、御承知のとおり何も閉山を目的としたものでは
絶対ございません。石炭再建のための新しい
方策であります。したがって、いまお話のよう
な事態が起こつたらどうするか、全く私どもとして
も同じ意見であります。明治鉱業につきまして
は、先ほど申しましたように会社自体が非常に重
大な事態に立ち至つておる、その中でいろいろの努
力をしておるわけでありまます。その努力の過程に
おいて、通産省に對して、どういふふうにするば
従業員あるいは産炭地域、あるいは金融機関、あ
るいは債権者、いろいろの関連するものが多いわけ

でありますから、それをどういふふうにするかという
問題に對処していくかということも事務的に相談
に來ている、それを事務的に相談のつておるとい
うふうには私どもは理解しておるのであります。
したがつて、新石炭対策というものが御審議に
よつて成立をいたしましたあと、これが目的とする石
炭再建策というものに鋭意努力をしていくとい
う日が一日も早くくるようにということを私どもの
願ひとしておるわけでありまます。

○小林武君 一つだけお尋ねしますが、いままで
の質疑を聞いておつて、石炭局長にお尋ねしま
すが、大体あなたのお話だとすると、新石炭政策とい
うものは結果的に——これに對して賛成反對は別
にして、当初の考えといふものは大体結果的に
ずれる。極端なことをいへば、法律も予算も新石炭
政策を実現するためのあれですから、それが当初
とは何の意味もないことになりはしないかとい
うことになりまますか、どうですか。これはよく考
えれば、この石炭政策というものが法律上の算
じなかつたところの形をつくらうとすれば、
閉山であるとかいろいろの問題については一
時やはりストップの状況が出てこなければなら
ない。その中で新しい対策にどう對処するかとい
うやり方をやらなければ、これは政策じゃないと私
は思ふ。その間にどうなつたらこうなるという、
これは企業の側にしろ、他の場合にしろ、労働者
の場合でもそうなんです。労働者の場合は山を守
るといふ気持ちがあるから、案外その点では山に
對して愛着を持つていまがんばつておる。企業は
一体この先どうなるかという利害の關係にだけ
立つておると思ふ。どうやつたらもうかるかとい
う、もうかるかというか損をしないかできるかとい
うことだと思ふ。そうすると、石炭局長の相談
に應じたということ、それから政務次官の話もいま
のことはいへば、結局あなたは新しい法律や予
算を一つの目当てにして石炭政策とは別個の企業
の立場に立つた一つの対策に手を貸しておること
になるわけですよ。そうでしょう。そうなつたら結
局どうなんでしょうか、当初の構想といふものは全く

なくなるのじゃないですか。

○政府委員(中川理一郎君) 御意見を的確に私理
解をいたしたかどうかちよつとわかりませんが、
施策といふものは、やはり大きな施策を講じよう
と思ひますと、たとえば石炭産業の場合には、審
議會で一べん議論をしていただく、その結果政府
も一べん考へてみて、その上で国会の御審議をお
願ひするといふようなところで区切りがあるわけ
でございます。片方企業といふものは一日も休
みなく経営を続けておるわけでございますから、
おっしゃいますように新しい施策を適用いたしま
す前に一時進行をストップするといふ気持ちは、
お気持ちとしてはわかりまますけれども、實際問題
としてはこれは不可能なことでございます。特に
まあ私どもその責めがあるのでございます。特に
私も先ほど申しましたように、實際的に一年く
らいもかかつておつた。いわば私どもの気持ちと
いたしましては、四十三年度はなるべく先生方の
お気持ちに沿つて、新しい事態によつて会社の解
散、閉山等が進行する、実勢のままではいけば私
もつと進行したと思ふのでございませうが、これを
小林委員のおっしゃるようなストップをさせるよ
うな気持ちでございませうが、先ほど御説明
いたしました無理な経過金融でございますとか、
いろいろのことをやつてきたわけでございます。
全体としての経済の流れ、企業の経営といふもの
から見ますと、やはり人為的にどこかで時間にと
まれといふようなことはなかなかできないわけ
でございます。ちよつと御審議を願つて、御審議が
終りましたときから生々として動き出すと、会社
の無理と申しますか、そういう進行の限度精一ば
いになつてきたところと非常に近いつてまいり
ましたために、いま先生方から御意見を賜つて
おるわけでございます。私はもうその趣旨で
は、冒頭大矢委員にお答えいたしましたように、お
気持ちは非常によくわかりまますといふことなん
でございます。ただ、いかにせん事態の進行とい
ふものを考えまますと、なかなかそうもいきませ
んし、片方、また新聞等も私どもの思ふようにコン

ト

ロールできる筋合いでもございませんで、どこからか出てくるというものはなかなかおめがたいという事でございまして、お気持ちに沿います、なるべくこの期間に、新しい事態の発生だというふうによそから見られるような事柄を食い止めるということにつきまして、私どもも最善の努力をいたしたいと思っております。

○小林武君 あんまり的確につかんでいない、ぼくの言うことをよくわからないらしいんですけれども、少なくとも審議会というものはあれでしょう、動いているとあなたおっしゃるんだけれども、働いてある一つの企業というものをそれと実態を見ながら出す結論でしょう。それをそのままにとかく放置していくならば、石炭産業の将来というのはどうなるんだろうという予測の上に立って審議会が一つの新しい政策を出していく、それは間違いないでしょう。これはストップと言ったって、そのストップというのは考え違ひしてもらっちゃ困る。とまっていたら一体労働力の需給関係はどうなるか、資金関係から一体企業はどうなるか、そういう観点に立って審議会というものは一つの結論を出すのですよ。それは動きつつあるものの中に一つの方向性をやっぱしとらえていくものなんです。そうでしょう。したがって、そのことが少なくともいいか悪いかわからぬけれども、しかしそこに一つの結論らしいものを出した。あなたはその立場を一つ一つの予算、法律をあれだけの立場をとったとすれば、その結論というものに合うようにやはりものを仕組まなければならぬでしょう。その場合、当初いろいろな考え方が出てきた、石炭審議会のやり方いかんによっては、なだれ的な一つの状況が、閉山の状況が起るのではないかとというように不安を労働者にも与えたし、これは地方自治体にも与えたことは御存じのとおりでしょう。これに一つの力なり方向を与えるということ、これが石炭審議会の結論じゃありませんか。そのときに、その持っている政策の力や何かを減殺するよ

うな、ある意味においては無意味にするような行動というものが政策を担当する者、行政を担当する者の中からはおかしきやないですか。しかも、その結論が出ないうちにそういうことをやるというのはいくつですか。ぼくはそれがわからぬというのですよ。ただ、あなたも新聞をコントロールする力がないとか何とか言うが、これは単なる言いわけだと思いませんか。しかし、企業からいってそれらの不安な状況で働きかけがあると思いませんか、ぼくはあなたの気持ちにはよくわかる。あなたの気持ちはよくわかるけれども、それにはたえることがすなわちこの場合政治じゃありませんか。行政じゃありませんか。ぼくはそう判断するのです。この予算が全部通って法律が通るころには、全部とにかいまままでの石炭政策というものはわたりの存在になって出てきたという事なら、これこそ四千万億の金の使い方について、いままでたいへん議論されたように、むだ金ぶち込んだということになりませんか。そういう石炭の当事者に対しても、それから国民に対して、ただ金を使うわけではないのですから、私がそういうことを言うのは間違ひかどうか。政務次官、あなたも言うことがわからぬというのなら、何べんも言うから、何べんでも聞くからひとつ教えてください。

○政府委員(榎木光教君) 小林委員のおっしゃることはよくわかります。

○小林武君 今度はわかったか……。

○政府委員(榎木光教君) はい、わかります。今度の新政策が出てまいりますまでに、いろいろ学識経験者の意見を聞きましたり、通産省は通産省としての意見を述べてきました。またこの政策がどういふふうに着ちかという事について企業側も従業員も、あるいは産炭地も注目してきいたわけでございます。したがって、これはそういう企業だけの問題ではありませんが、そこに働いて、また産炭地に重大な影響を与えるからこそ、審議会も、また政府としても努力をし、また多大の金をかけるという方向に進んでいるわけなのでございます。その法律が成立をします前

に、あたかもこの新政策が閉山のためにつくられたかのごとき誤解を与えるようなことがあるという事は、これはまことに遺憾千万だと思つたが、たがって、たがってまことに遺憾なきをいたしました。また御意見につきましても同感でございます。この点については十分今後も注意をしたいと思います。

○小林武君 一言だけ。まあこれは後ほど議論されることですから、先ほど来申されているとおり特別長々と申し上げません。私が言うのは誤解とか何とかという問題じゃないと思つたのです。誤解なんというものは、見たところそうだけれども、中身はそうじゃなかったというのが、それが誤解なんです。これは中身も何もどこをめぐってみてもみなそうだといいことなんです。それで、それでは私はだめなのではないかと申すのです。これはだからそうならば、われわれがこの問題を取り扱っていく上において、非常な事態が、予測せざる事態が起こったという場合には、それじゃどういふ方法によってこれをわれわれが当初考えた方向に一体とどめるかどうかというようになつても、これは私はこの石炭特別委員会に寄せられた一つの使命だと思つたのです。誤解だなんてことばじりをとらえるわけじゃないのですけれども、誤解だとか何とかいうことじゃないが、これを一番の確につかんでいられるのは、私は産炭地の皆さんだと思つた。これは、党派が違つたとか何とかいうことは抜きにございまして、これはもう与党といわず野党といわず、この問題はいかにいふだなあと、北海道なら北海道の議員のところへいいますよ。だから私は、この問題はとにかくやばりほんとうに実態を的確につかんで、そうして対処するとか議論するとかということ、ただあげ足をとるとかいうことだけじゃなく、とらえなければならぬということから申し上げているわけなんです。いずれまた申し上げますけれども、きょうはこれで私は終わります。

○須藤五郎君 いま答申と閉山の関係が論議されておりますから、私も質問に入る前にそれで一つお尋ねしますが、いま政務次官は、今度の答申の目的は閉山が目的じゃないと、山をつぶすのが目的じゃないのだと、こうおっしゃいましたが、しかし、どうも私たちが落ちぬ点があるのです。この四十三年産炭量は政府の発表で四千六百五十五万トンという数字が出ています。四十八年ね。ところが、あの答申によりまして、四十八年には三千五百万トンにするという数字がすでも示されているわけですね。そうしますと、四十八年度までの五年間に千五百五十五万トンは減らさなければならぬという、こういう前提のもとに立ってあの答申がなされ、予算が私は組まれていると思つたのです。そうすると、五年間に千五百五十五万トン減らすとなれば、少なくとも一年間に二百三十万トン余りの石炭を減らさなければならぬ。そういうことにならないと、私はあの答申が根本からくずれてしまうと思つたのです。それであの三千五百万トンというのはどういふ意図をもつて出された数字なのか、そこをちょっと説明していただきたい。

○政府委員(榎木光教君) お説でございますけれども、答申の中にはそのような数字はございません。これは一度答申をお読みいただきたいと思つた。四十三年度は四千六百五十五万トン、これは確かにそうでございます。ただ、これからの出炭の推移を内輪でいろいろ見積もつて、この委員会で大がく答申をいたしましたように、年平均四千万トン程度ということではございまして、大体そういうものを見込んでいられるというふうなことであります。

○須藤五郎君 もう一べん質問しておきますが、そうすると、今後のやり方で閉山が出ない、その今日の現状がずっと続いていくと、こういうことになつたら、いまのあの答申の中にはじかれていた四千二百億円とか一千億という金は、一体どういふふうな処置をすることになるのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 須藤委員にお答えいたしますが、答申におきましては数量的な表現は

お尋ねしますが、いま政務次官は、今度の答申の目的は閉山が目的じゃないと、山をつぶすのが目的じゃないのだと、こうおっしゃいましたが、しかし、どうも私たちが落ちぬ点があるのです。この四十三年産炭量は政府の発表で四千六百五十五万トンという数字が出ています。四十八年ね。ところが、あの答申によりまして、四十八年には三千五百万トンにするという数字がすでも示されているわけですね。そうしますと、四十八年度までの五年間に千五百五十五万トンは減らさなければならぬという、こういう前提のもとに立ってあの答申がなされ、予算が私は組まれていると思つたのです。そうすると、五年間に千五百五十五万トン減らすとなれば、少なくとも一年間に二百三十万トン余りの石炭を減らさなければならぬ。そういうことにならないと、私はあの答申が根本からくずれてしまうと思つたのです。それであの三千五百万トンというのはどういふ意図をもつて出された数字なのか、そこをちょっと説明していただきたい。

いたしておりません。今回の審議会の答申の気持ちは、まず政府の与え得る助成というものを向こう五カ年間にわたってかくかくのものであるという事を明らかにした上で、経営者——これは労働者も含めましてでございますが、企業の判断でその助成策の中で判断をしていただく、こううたてたまえておられるわけでございます。ただ、事務当局の私どももいたしましては、これは特定されております一定の財源の中でいろいろ政策を考えますけれども、その助成策を適用いたしました場合に、おおよそどれくらいの出炭が見込まれるかということについての予測はやはり持つておらなければならぬ、こういう感じでございます。これらは需給その他の関連もございまして、必ずそうなる、そうするというものでもございませぬけれども、いまの助成費の中で各企業が働いてくれるならば、おおよそこのくらいになるかという数字は一応の試算として持つておられるわけでございます。それは先ほど須藤委員がおっしゃいましたように、四十八年度時点におきまして三千六百五十万トン程度のもので、政務次官が先ほどお答えいたしましたように四十六万トンと三千六百五十万トンとが五年間で平均をいたしますと、年間大体四千万トン程度と、こういう感じに相なるわけでございます。これはあくまで一つの試算でございます。いまの助成費の中でもっと働いてもっと炭を出すという気持ちで皆さんが一生涯懸命にやってくださいますと、結果が三千八百万トンになりましてもあるいは四千万トンになりまして、これは政府として、もっと低目に試算をしたのだからそんなに生産をしてもらうては困るという立場では毛頭ございませぬ。それは出せるものなら出したいでございます。ただ、特定財源でものを考えておられますので、ある出炭量をキープするためにもっと助成費をふやせと、こう言われましても、大体五年間の収入財源というものを見通して、細部の手直しはあるといたしまして、助成策の大幅は五年間適用するものとして考えていきたいという気持ちでございます。

で、その中で判断をしてもらいたい、こういうことでございます。おっしゃいますように結果として、もしわれわれの想定よりも多い出炭量に相なりました場合に、トン当たり安定補給金というのも出してありますから、当然にこの安定補給金の額はふくらむわけでございます。そこでもお尋ねになったと思えますけれども、これは私どもとしてはかまわぬという感じでございます。と申しますのは、それだけの出炭が出てくるということとは、逆に片方いまの予算の中では閉山費用も含んでおりますので、そういうたあと始末の金が少なくて済むことになりまして、大体全部をひくくめて申しますと、まあ予測がそう大きな幅でぶれるということもございませぬと思っております。かりに四千万トンとし出してありますものが、五千万トンになるというようなことは私どもも考えておりませぬけれども、かりにそうなたたいたしますと、おそろくそれが合理的に出るといふことは、一つも閉山がないということでございます。予算の中で用意しておりました閉山費用を安定補給金の費用に切りかえればいいだけのことでございますから、全体としての調節は、それは予算は毎年度お願いしておるわけでございます。ただ五年間助成費と閉山に対する補助金というもののつきまましての大きな体系だけは四十四年度の発足にあたって、企業側が判断できるような明確にこれを示したいと、こういう気持ちでございます。

府の考えの中には、むしろ減っていくことを希望しているのか、ふえていくことを希望しているのか、そこはどちらなんでしょうか。

○政府委員(中川理一郎君) これは私どもは気持ちとしては、ふえていくことを希望いたしております。これは当然のことでございますが、置かれております情勢は、むしろふえることはなかなか期待し得ない。むしろ減りぐあいというものをある程度なだらかに持つていくために、石炭経営を続けていくという企業に対して相当の応援をしないとキープできないという前提に立ちまして、トン当たり安定補給金でも五百円、三百円という、いままでにはない補助金をつけ加えたわけでございます。

それからも一つ、企業側の判断によりますけれども、この期間にある程度のやむを得ない閉山というものも起こり得るといふ前提に立つております。これはもう答申をお読みいただくこととわかって思いますが、起こり得るといふ前提に立ちますと、この閉山によるショックというものもなるべく小さくするように、閉山にあたっての国の対策というものを従来よりも手厚くしようではないか、こういういわば両建てのかまえて相なっておりますわけでありまして、そういうことでございまして、私どももいたしましては、いまの閉山対策に要する費用と、維持継続に対する助成費用というもののとのらみ合いにおきまして、もし觀念としてふえたらどうかという御心配がございまして、ふえて一向差しつかえはございませぬ。むしろ望ましいこととございまして、そういう立場をとっておりますわけでありまして。

○須藤五郎君 いまふえることが望ましいということとを伺がって、私もそれに対しては同意を表したいと思っております。従来何だか減る方向に政府の政策がいつているように感じられたから、私たちは非常に考えざるを得ないという立場にあつたんですが、いまではふやす方向、そういうふうになりますと、それじゃ政府として今日石炭をだんだんふやしていくことを考えているなら、ふやしていく政策というものがなきやならぬと思うのですが、具体的にこの石炭を四十八年度に五千万トン、六千万トンにふやすためにはどういう施策を考えていらっしゃるのか、そこを聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまお答え申し上げましたことは、結果としてふえた場合にどうかということに対してお答えを申し上げたわけですが、いま置かれております石炭鉱業の実態から見ますと、年々コストは増高いたしてまいります。御案内のように販売価格というものはまあ長い期間をとりまして、幾らか変わるかと思えますけれども、現状はそう大きな単価の値上がりというものも見込めないという状況でございます。で、ほつておけばだんだん減るだけ。答申をお読み願うと、冒頭に書いてございまして、むしろ現行政策のままにければ、石炭鉱業全体が壊滅するという危険性があるという前提に立ちまして、少なくともそういう壊滅的な崩壊にならないように石炭鉱業全体としての再建を考えなければいかぬ、こういうことで審議会の答申が出ておるわけでございます。そのために従来にはない再建交付金の交付でございますとか、安定補給金の増額だとかというように考えて、予測されるコスト増高に対しての国の助成というものを厚くすることによって、可能な限り石炭産業というものを再建したい、こういうことでございまして、特別にいまの四千万六百万トンを五千万トンないしは六千万トンにするための施策というふうなことで考えたいわけはございませぬ。

○須藤五郎君 まあ五千万トン、六千万トンが出ればそれもけっこうだと言いながら、やはりそれに対する積極的な意欲、積極的な施策というものは持つていらっしゃらない。自然にふえればそれもけっこうでしようというふうなそういう態度では、私ははなはだおぼつかないと思うのです。世間では今度の対策を見たつて、おそろく二年か三年しか持つまいというふうな意見が方々に出てくるのを見ましても、政府の対策そのものに積極性

○須藤五郎君 私がさっき言ったのは、植村構想のときのあの考え方から質問をしているわけですが、いま政府の持つている考えは最初の植村構想には立ってないと、こういうことははっきり言えるわけですね。そうしてだんだんと石炭は、四十八年度には三千五百万トンくらいになりはしないか、三千六百万トンくらいになりはしないかという構想を持ちながら、それがそういうふうにかなくて四十八年度に五千万トン、六千万トンになることもあり得るといふ覚悟でおると。しかし政

府の考えの中には、むしろ減っていくことを希望しているのか、ふえていくことを希望しているのか、そこはどちらなんでしょうか。

というものが見られないというところに私は問題があると思うのです。

これは私たちの党の考え方をまず先に申し上げます、やはりこの石炭産業というものをほんとうに守って発展させていくためには、生産だけの面を考えていくとむずかしいと思うのです。あらゆるエネルギー産業全般の中で石炭の問題を解決していかねばならない、こう思うのです。それでは全エネルギー産業の問題をひとつ考えていくということになれば、今日のこういう組織では私はどうしてできないかと思うのです。それはやっぱり石炭産業並びに石油それから電気、あらゆる面を国有化という線で考えていかないと私は困難だと、抜本的な解決策というものは生まれてこないと思うのです。それは社会党さんのほうでも国有化試案とかいろいろな問題が出されているようにありますけれども、今日の段階で国有化という問題がすぐ実現できるかというところ、それはちょっといろいろ問題があると思うのです。そうすると、やはり国有化のためにはあらゆる前提があると思うのです。そういう政治情勢の中で初めて国有化が成功するのだ、できるのだという前提の上に立っているわけです。それはやっぱり私たちがいつも言っているように、社会党さんや民主戦線の連合で一つの新しい民主連合の政府をつくる中でそれができる、こういうふうには私は考えています。それはしかし、あるときには時間的にもいろいろ問題があるわけですね。だから、それでは石炭産業を進展させていく道がないのかというと、私はあると思う。今日の情勢の中で、このままで佐藤内閣のもとでもやろうと思えばできる条件はあると思うのです。石炭産業をもっと発展させていく条件は、それは一つの緊急的な問題としてそれじゃどうしたらいいかといえ、私は今日まあ火力発電の中で石炭の占めているパーセントはどれだけあるかということですね。どれだけのパーセントは、火力発電の中で石炭が占めているか。

○政府委員(中川理一郎君) 昭和四十二年度にお

ける火力発電所の燃料消費の内訳を見ますと、石炭が四〇%、重油が六〇%、大体さような数字になっております。

○須藤五郎君 そうすると、今日四〇%発電の中で石炭が占めておると、この四〇%を今後ずっと維持していくというならば、火力発電における石炭の使用量というものはどんどん上がっていくかなきゃならぬと、こういうふうには私は考えるのです。もちろん発電量がどんどん大きくなっていきますから、重油の使用量も上がっていくかも知れぬ。しかし石炭の使用量が四〇%というものをあくまでも維持していくならば、やはり私は上がっていくのが当然だと思ふのです。私のほうで試算をしてみました。一九六七年四〇%、これで政府の資料によりまして発電に要する石炭の量が二千四百三十三万トンになるのです。この四〇%を今後五年間維持して一九七二年まではじけは三千九百六十四万トンになるのです。火力発電用の石炭の量が、それから十年後の一九七七年になれば五千四百二十四万トンになるのです。これは私さきのうそらばんをはじいてみたのです。だからせめて今日の火力発電における石炭の使用量の率を今日並みにずっと五年、十年となぜ続けていくことができないか。そうしたら発電に要する石炭だけでも十年後には五千四百二十四万トンという数が出てくるわけです。これを私は十年後五千万トン、六千万トンという数をはじく具体的な方法だと思ふ。これはほんの一策にすぎませんけれども、もともととあるのです。方法は、ガスのほうでもガスの使用量もふえてくるでしょう。そうしたら今日使っているガスに対する石炭の使用量ももっとふえてきます。それからだんだんと日本人の生活が文化的に進んでいくとするならば、あの団地などの集団暖房というものもだいたい考えられると思ふのです。これに石炭を使うというふうには、あらゆる面に石炭を使うようにどんどん積極的に皆さん方がふやして、そういう積極的な姿勢があるならば、決して私は石

炭産業というものは悲観したものじゃないと思うのです。だんだん発展していく可能性のある産業だと思ふのです。こういうふうなところという考えにならないのですか。政府はどうなんですか。これに對して。

○政府委員(中川理一郎君) エネルギー政策の基本は安定的でありかつ低廉であるという二つの原則が、エネルギーというものがあらゆる生産活動あるいは国民生活につながっておりますだけに望まれる要請でございます。エネルギー・コストが高いということはそれだけ国の成長力に障害を生ずる事柄でございますので、エネルギー源というものはできるだけ低廉なものでなければならぬというものが基本、これは各国通じましては石炭の価格と申しますものは、重油と比較いたしますと、石炭というものはもと早くその使用量が少なくなつたのでございますが、石炭対策特別会計の予算をごらんいただきますとわかりますように、増加引き取り交付金という制度によりまして、電力側が石炭を引き取りやすいように、あるいはまた鉄鋼側が石炭を引き取りやすいように価格差補給をいたしまして、この競争性というものをある程度確保いたしておるわけでございます。したがって、いまおっしゃるようなことに相なりますと、それだけ国の側から石炭産業の電力用の引き取りに對しまして必要とする助成額を大きくいたさなければいけません。いま石炭政策が置かれております問題は、限られた一定の財源の中でどのように石炭産業というものをより再建方向に確立していくかということでございます。これをもし財源とかかわりなく無制限に考えろということでございますならば、重油との価格差を無制限に特別会計から交付いたしていきまますならば、おっしゃるような割合の現状における火力の石炭の四〇%というものを確保することも可能かと思ふますが、それはできない

のでございまして、ただ私どもが五カ年間の予想を立てました場合でもこういう助成仕組みになっていない一般産業用の石炭の引き取りというものは大幅に減退していくであろう。これはいままでの経緯から見ても非常に大きな縮小をたどつておるわけでございます。この辺のところにはあまり大きな期待は持てない。そこで電力用の石炭というものについてはある程度の量を従来政策需要というふうなことでとられておりましたように、国の援助によりまして先ほど申しました四十八年度における三千六百万トンの試算という条件に当てはまますならば、電力用炭も二千四百万トン程度というふうな試算にいたしておるわけでございます。これはエネルギー全体との関連におきまして、原子力発電も今後出てまいりますことでもございまして、やはり経済性に従つてある程度は考えていかねばならない。ただ経済性だけで全体を考えますと、石炭の将来というものはきわめて悲観的なものに相なりますが、政策的な補強によりましてこれを実現いたしてきておるの

が、いままでの経緯でございます。○須藤五郎君 そうしますと、さっきあなたが言った今後石炭が五千万トンでも六千万トンでも出ることは好ましいことだ、希望しているのだ、こう言ったのと矛盾してきはしませんか。今後五千万トン、六千万トン出たときに、それじゃどういふような手当てをするつもりなんですか。やっぱりあなたたちは政府の政策で石炭を減らしていかうという気持ちがあるのか、さっきばかりで、ふやしていかうということだけは口先だけで、実際の施策としては減らしていかうという気持ちを持っていく。金がかかって困るから減らしていかうという考え方じゃないですか。さっきばかりで答えたのと、いまのとでは非常な矛盾があります。私たちがその点を突いているのです。○政府委員(中川理一郎君) 繰り返して申し上げておきますので、無制限に国費を投入するというわけにはまいらないのでございまして、かつまた

石炭鉱業の現状及び先行き見込みというようなことで増産ができるのであれば、それはけっこうでございますというのを申し上げただけでございます。実態からいいますと、そんなに大きな増産ができるというふうには私たちが考えておらないことは先ほどの御答弁でも申し上げたのでございます。それは物量的な御判断と経済的な御判断とをひとつ別別していただきまして、物量的にはそれは出るものがございますけれども、そうじゃなくて一定の財源の中で可能な限りのことを政府の立場で考えていく、この助成策の中でもしこれくらいのものが出るということであれば、これは幾ら出てもけっこうでございますというのを私は申し上げたつもりでございます。

○須藤五郎君 大体あなたの腹の中はわかりましたが、結局するところは、やっぱりそろばんにこだわって、よけい石炭が出たら補助金がたくさん要つてとでもやれぬから、政府のそろばんの範囲で石炭をだんだん減らしていこう、こういう腹づもりがあるからそんな矛盾した答弁が私は出てくるんだらうと思うんですがね。それじゃ石炭を特別にたいしている私は電力会社だけを取り上げて言っておりませんが、電力会社にもっと石炭を高く買わしたらどうですか。それはできないんですか。

○政府委員(中川理一郎君) 政府の立場で電力会社に対しては、もっと高く石炭を引き取れということをお願いするわけにはまいりません。

○須藤五郎君 そこで先ほど言ったように、やはりこれは石炭、電気、いろいろなエネルギー産業全体のものとして、それを国営のものにおいて問題の解決をつけないと根本的な解決はできないというところにまあなってきたおわけなんです。今日の状態で何で電気会社に石炭を高く買わすことができないんですか。電力会社はもうどうもこうもいらないですか。電力会社だけ何であんなにもうけさせなければならぬのですか。私はこの間調べましたら、六七年度東電の申告所得は二百五十八億です。関電が二百三十七億、東京ガスが百十七億、大阪ガスが百十七億、こういうふう

に電力会社もガス会社ももうけているわけですね。こんな大きなもうけをしている会社に何で石炭をもう少し高い値を出して買え、そうしなければ石炭産業はつぶれてしまふじゃないかというふうになぜ政府は行政措置でやっていけないのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 私は公益事業を所管いたしておりますので、ただいまの数字その他につきましては、そのとおりであるかどうかは御回答はできないわけでございますが、これは結局、電気料金等の関連でございますが、また電気事業が現在ただいまある蓄積をいたしておるといたしましても、先行きどのような投資をしなければいかぬかというふうなことから判断されることでございますので、いずれ所管局長をお呼びいただきまして、御質疑を賜ればよろしかろうと存じます。

○須藤五郎君 これは少し問題が大きいし、政治問題になりますので、局長だけの答弁ではむずかしいかろうと思えますから、大臣が出てきたときにあらためてやることにしましょう。

それで、最近赤平で災害が起きましたね。私たち見ておりますと、どうも答弁が出ると災害が非常にふえるような感じがするのです。というのは、第一回の答申が三十七年に出たので、そのうすと、三十八年に三池のあの火災が起ったんで、それから第二回の答申が三十九年に出ると、四十年の二月に伊王島の大爆発、四月に北炭、六月には山野の爆発。第三回は四十一年に答申が出ると、四十二年の春に奔別の災害、三井の砂川の災害、四十三年には美明、大平、それから大夕張というふうな災害が続く。今回第四回の答申が出ると赤平の災害が起ってくる。こういうふうな、答申が出るとその前後に非常に災害が起くるわけですか。これはなぜでしょう。か。(迷信だよ)と呼ぶ者あり)迷信じゃないよ。私はここにはやはり答申が出て、非常に答申を目標にした炭鉱の採炭のやり方に無理が起こってくるのじゃないかと思うのです。

一つ例を申しますならば、炭鉱労働者は昨年一月が八万八千五百九十九人でしょう。十二月になると八万三千六百九十九人になっていまして、ところが、一人当たりの月間出炭量を調べますと、昨年一月は四十三・八トンなんです。十一月になると、これがまた上がったって四十九・七トンになっていまして、以来大体平均五十五トンという水準をずっと守ってきているのです。労働者の数はだんだん減ってくるにもかかわらず採炭の一人当たりの数量が多くなっている。特にことしの一月の採炭量なんというのは昨年よりもむしろ上がってきている。こういうふうに見受けられるわけですか。そうすると、このためには必ず労働強化という問題が私にくっついてきていると思うのです。労働強化がくっついてくると、そこに災害の起る原因がある。そうして閉山を目標にして、閉山で閉山交付金を有利に獲得するために、炭掘れ掘れで掘ります。そうして保安設備なんかには、閉山の前からこんなものに金をかけてもむだだだというので、そういう面をおろそかにして採炭量だけ増加させようというので、労働者にそういう無理をさせる。ここに私は保安上の大きな欠陥が起こって災害の起る原因があると、こういうふうには私に判断をしますので、どうですか。

○政府委員(橋本徳男君) こういった石炭の再建の問題、石炭の合理化の問題、それと災害との関係、確かにおっしゃるようなもの考え方はあるのじゃないかと思うのでございます。ただ過去の災害と、それからいろいろの答申のあとになっていくか先になつていくか問題はございますが、必ずしもその間にいわゆる科学的な相関関係のないこともまた事実なんでございます。答申の前後をどの程度の期間にとるか、これは問題はあるといたしまして、答申の問題とそれから災害との関係にはつきりとした相関関係は特にはございません。しかし答申の出るというときは御承知のように非常に経営が悪化して、そのために何と何とこ入れをしなければならぬという時期でございます。したがって、必然的にそういういった要因からくる

災害発生の際に要因は含んでおります。これは否定し得ない事実だらうと思っております。またその時期に大きな事故を起していることも事実でございます。またおっしゃいましたように、新しい対策が発見をするというふうなことになる場合に、ここに考えられることは、当然これは再建でございますので、一人当たりの労働者の生産量というものを当然上げていかなければ再建は非常に困難だらうと思っております。したがって、そういう面からする災害要因が従来以上に付加されるということも、これも一つの考えられる問題であらうと思っております。そういった点をいろいろ過去のとうとうと経験からいたしまして、今回の場合には、こういった石炭の再建と、それから同時に保安という形で二つの車の両輪だというふうな考え方、かつまた答申自体の中にも、従来にかつてない程度にこの保安の問題を取り上げておられるわけでございます。そういった形においてそういう要因は確かにございます。その中で、答申の線に沿って、保安といたしましては、具体的には大きな線といたしまして、石炭鉱業の経営全体の安定をはかること、それから経営者の保安に取組む態度を確立すること、これが大きな柱になり、あと具体的に技術対策の問題、教育の問題、こういったような問題を取り上げていろいろの対策をやっておられるわけでございます。十分先生のおっしゃいました要因につきましては、われわれも終始そういういた要因の配慮を続けていくというふうなことで、できるだけ事故を絶滅するような方向で持っていきたいというふうな考え方をしております。

○須藤五郎君 まあこの問題、今度はいろいろな問題たくさんありますからね、ですから大臣も出席して、ちゃんと政府の陣容の整ったところでずっと質問をやることにいたしました。きょうはこれでお願いします。

○藤原房雄君 保安局長にお聞きするのですが、事故があったときには事故の現況というのか、報告があるわけですか。大体そのときには原因不明とい

うことで原因がその当時はあからさまでない。これはまあいろいろな事情でやむを得ないと思うのでありますが、あとになってその原因がわかったときには、その原因を明らかにし、それに対する対策というものを委員会等できちっと報告すべきである、このように思うのでありますが、いかがでありますか。

○政府委員(橋本徳男君) たいまおっしゃいましたことは、今後こういつた問題、事故が起きまして、それにつきまして原因を究明し、それについてとった措置、これは明らかにしてまいりたいと、こう思っております。

ついでにと言つては恐縮ではございますが、先般の赤平炭鉱の災害につきまして、その後取り開きをいたしまして原因をさぐりましたところ、やはりガス突出の部分についてのボーリングのしかた自体についての問題がありはしないかということ、いま科学的にその問題を究明しております。したがって、これが結論が出次第、こちらのほうにも御報告させていただくというようにしたいと思つております。

○藤原房雄君 運輸関係の方お帰りになつてしまつたんですが、先ほど石炭局長やなんかのお話ございましたが、現在閉山ということいろいろ新聞をにぎわしております明治鉱業のことなんか長時間にわたつていろいろ審議がございまして。私過日北海道雄別炭鉱へ行つて、雄別鉱業所へ行つてまいりましたが、当地では経営上の問題だらうと思つておりますが、町じゅうが閉山なんというところでたいへんな騒ぎだったのであります。通産省のほうにもおそろしく陳情または相談に来たんじやないかと私は思つておりますが、いづれにいたしましても、鉱山でもつては閉山でありますので、もしこの炭鉱が閉山になるといふことになりますと、町全体がもう疲弊してしまふ、そういうことで町のいま新年度の予算を編成するにあたりましてたいへんな困難を来たしておる、こういうことで緊急の町議会なんか開かれておりました、たいへんな様子を見てまいりました。

昭和四十四年三月七日印刷

昭和四十四年三月八日発行

た。先ほど二、三のところの問題があるんだというお話でございましたが、決してそういうことではなくして、先ほど来各委員からいろいろのお話ありましたように、非常にこの閉山問題は深刻な問題である、こういうことを現に見てまいつたわけでありまして。特に先ほど私鉄の問題がございましたが、御存じのように現在ストに入つておりますこの私鉄の関係につきましても、まあ非常に深刻な問題をかかえておりました、万が一山がつぶれるならば、われわれも共倒れだということ、ほんとうにこの町全体が頭をかかえているような現況でございます。先ほどたくさんお話があつたのでございますが、この私鉄関係のことにつきまして、従業員の退職金のことや、まあ万が一緊急事態に立ち至つたときのことはまああまり考えなくてもいいような先ほど局長の答弁だったのであります。しかしながら現実には非常に深刻な問題であります。この問題につきましても、ほんとうに真剣に当局として考えていただきたい、前向きな姿勢で急速にこの問題については取り組んでいただきたい、このように思つております。関係の方がおられませんか、政務次官に、このことにつきましても先ほど答弁があつたのであります。もう一度はつきりと所見をお聞かせ願ひたいと思つております。

○政府委員(橋本徳男君) たいまお話しございました雄別炭鉱につきましては、いま特別な問題があるとは聞いておりません。

なお、私鉄全体の問題につきましては、先ほど運輸省から答弁がございましたが、御承知のとおり石炭鉱山の関連事業というのは非常に多いわけでございます。私鉄もその一つでございますけれども、まあ今度の対策では、御承知のように閉山交付金を増額改定をするということにしておりますので、こういう閉山によって影響を受けた関連事業に対しては、債務の弁済率を引き上げるというようなことも考慮をいたしているわけでございます。いまのところ石炭対策としてその範囲内で考える限りでは、いまのような対策が限度一

ばいなのでございますけれども、先ほど運輸省から答弁がありましたように、私どもとしてもこの問題について真剣に取り組んでいく考え方でございます。

○藤原房雄君 それから、これに伴つてまあ万が一のことがございまして、ここへ当然労働者の問題が出てくるわけでございますが、当地の人たちも非常に心配しておりましたことは、何といつてもこの四十歳以上といひますか、若年労働者の方々についてはよろしいのであります。年配の方々については非常に不安な面持ちで、まあこの先どうなるのか、こういうことで、いまだはつきりした会社の態度ではないのであります。もう浮き足立つている。そこに新聞に出る、ほかの会社のおのいていられるのであります。まあきょうは労働省関係の方もいらつしやしませんので、これは所管は違ふと思つておりますが、労働問題について、特に老年の労働者の方々に對しては真剣な配慮がなければならぬ、このように痛感してきたわけでありまして。この点についても御所見いただきたいと思つております。

○政府委員(橋本徳男君) 石炭鉱山をかかえております地方自治体をはじめとしたしまして関係の方々からは、閉山に立ち至つた場合を非常に心配せられましていろいろの御意見がございまして。陳情等もございまして、九州もそうでございますし、北海道の知事も今明、日中に大臣にお会いになるというふうなことも聞いております。産炭地域の振興の問題及び労働者対策、従業員対策等につきましては、労働省と十分に連絡をとりまして、遺漏のないように努力をしていく所存でございます。

○委員(阿具根登君) 速記ちょっととめてください。

○委員(阿具根登君) 速記を起して。

○委員(阿具根登君) 速記を起して。本日調査はこの程度にとどめ、これをもって散会いたします。

午後三時三十二分散会

二月二十日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局